

令和2年5月13日 開会

令和2年5月13日 閉会

令和2年5月臨時会

美作市議会会議録

令和2年5月13日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程

(令和2年第3回美作市議会5月臨時会)

令和2年5月13日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第57号 美作市税条例の一部を改正する条例について

議案第58号 美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第60号 令和2年度美作市一般会計補正予算(第2号)

追加日程第1 緊急質問

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	岡	本	泰	介						

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

17番 内海健次

4. 会議録署名議員

7番 重平直樹 8番 安藤功

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	荒	木	利	明
政策審議監	春	名	利	亮	総 務 部 長	岡	本	和	之
企画振興部長	春	名	信	明	市 民 部 長	景	山	二	男
教育次長	平	田	幸	春	経 済 部 長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見		勉	税 務 課 長	玉	櫛	哲	也
商工観光課長	河	副	基	彦	教育総務課長	宮	前		聖

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 尾崎功三
課 長 坂元省吾
主 任 白井隆

議長（岡本 泰介君）

皆様、おはようございます。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止されております。なお、携帯電話、その他電子機器の電源をお切りください。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

本日、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可しております。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第3回5月美作市議会臨時会を開会いたします。

議席番号17番内海健次議員が通院のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今臨時会に説明員が出席いたしますので、これを許可しております。

また、新型コロナウイルス対策として、執行部は最小限の出席での対応をお願いしておりますので、御理解、御了承をお願いいたします。

なお、飛沫の飛散防止の観点から、議場内においてもマスクを着用し、議案質疑については質問席で行っていただきます。また、室内の換気を行うため、30分をめぐりに休憩をいたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

萩原市長。

市長、できるだけ大きい声でお願いします。マスクをしていると声が通らないので、お願いします。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めて、皆さんおはようございます。

令和2年になりまして第3回目の5月美作市議会臨時会、招集をさせていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、外出の自粛が求められた異例の大型連休が終わりました。連休期間中、商業施設や通行する車両など、市内の様子を拝見いたしましたところ、例年に比べて人手が本当に少なく、多くの市民の方々にステイホームの意義を御理解いただき、感染拡大の防止に取り組んでいただいたものと考えております。この場を借りまして、お一人お一人の御協力に心から感謝を申し上げます。

また、マスクの不足が解消されていない現状を受けまして、市では手作りマスクを推奨しておりますが、多くの市民の皆様にご理解をいただき、温かい御寄附をたくさん頂きました。その御厚意を有効に活用するため、必要とされる方への配布を募集いたしましたところ、市内約1,200名の方々から応募がございまして、お一人につきまして2枚、計2,400枚の布製マスクの配布、送付を完了しております。手作りマスクを作成していただきました市民の皆様、また推奨に御協力いただきました民生児童委員、そして愛育委員の皆様方に、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

新型コロナウイルスは、現時点では全国的に新規感染者数は減少に転じ、感染拡大が鈍化傾向にあるとされ、あわせて県内においては、クラスター、いわゆる集団感染ですが、クラスターが確認されていないことを受けて、去る5月7日には、岡山県においても、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請につきましては一部が緩和されたところであります。しかしながら、完全に終息に向かっているという状況までには至っておらず、再度拡大する懸念もあり、本市において感染事例が発生し、市民の皆さんの健康や安全・安心な生活に支障が生ずるこ

とのないよう、気を緩めることなく、引き続き感染防止対策に取り組んでいく必要があると考えているところであり、このため、市が管理する施設につきましては、具体的な感染防止対策を講じた上で、慎重に利用制限の解除を行っていく方針としております。

一方、宿泊・観光、飲食業、製造業等、あるいは運輸業等、各業種に影響が及んでいる地域経済につきましては、徐々に再開に向けた取組を焦ることなく、しかしながら適時適切に行う必要が生じている時期にある、微妙なコントロールが必要になる、そういう時期だと考えております。4月の臨時議会におきましては、市独自の対策を国、県の施策を待つことなく実施するため、無利子の貸付けや雇用調整助成金の上乗せ給付など、事業継続を柱とする支援策に要する補正予算を御議決いただきまして、現在25件、5月12日現在でございますと合計金額で7,180万円、そのうち11日までの申請分22件は既に15日までに振込をさせていただいておりますけれども、25件の貸付け申請を既にいただくなど、必要とされる施策を速やかに実施できましたこと、議会の御理解に心から感謝御礼を申し上げておきたいと存じます。

今議会におきましては、国の第1次補正予算の成立を受けまして、家計への支援と同時に、消費の活性化に資する特別定額給付金、いわゆる10万円の給付金でございますけれども、それと加えまして、市の独自給付を加算した児童手当、また市内の施設に通勤されている方が感染防止のために宿泊施設を利用される場合の助成金などを計上した一般会計の補正予算のほか、市税の特例措置や国民健康保険等の疾病手当金につきまして定める条例など、新型コロナウイルス感染症対策に係る議案を上程させていただいているところであります。市民の方々の生活にとって不可欠な活動の維持継続を図っていくことに加えて、地域経済を支える取組を同時に進めてまいりたいと考えます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先日、5月1日でございますけれども、制度の要綱が国より示されております。感染拡大の影響を受けている地域経済と市民生活の支援により地方創生を図るという趣旨にのっとり、これまでに実施してきた市単独事業に加えて、次の段階に向けた施策を盛り込んだ実施計画を今週中に取りまとめ、当該交付金を活用した市としての施策の展開につなげていきたい、そう思っております。よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、本会議における諸議案の提案説明等につきましては副市長より行いますので、御理解をお願いいたします。〔降壇〕

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により7番重平直樹議員、8番安藤功議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る5月13日午前9時から議員控室におきまして、議長、委員、市長以下、関係職員出席の下、議会運営委員会を開催し、5月臨時会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日、5月13日の1日といたします。

次に、市長から送付されました議案は条例の一部改正3件、補正予算1件の4件であります。議案審議は即決議案とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告と……。

〔「委員長、すみません。議運の日が間違っています。議運は5月8日です。すみません」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

開催日が。

3番（岩崎 清治君）

すみません。失礼しました。議運を開催したのは5月8日でございます。先ほど言いました「5月13日」を「5月8日」と訂正をいたします。

以上で委員長報告といたします。大変失礼いたしました。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日13日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日13日の1日間と決定いたしました。

日程第3 **議案第57号「美作市税条例の一部を改正する条例について」**
議案第58号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第59号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
議案第60号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第2号）」

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第3、議案4件、議案第57号から60号を一括議題といたします。

副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第57号から議案第60号について御説明申し上げます。

まず、議案第57号「美作市税条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る税制上の支援策の一環として、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、地方税において新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例及び固定資産税等に係る特例措置など、税制上の措置が講じられることとなります。これを受けまして、当市におきましても特例措置に適應すべく、必要な事項を定めるため、美作市税条例の一部改正を行おうとするものです。

改正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例、軽自動車税の環境性能割の非課税の適用期限の延長、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例、新型コロナウイルス感染症等に係る個人住民税の寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例であり、いずれも市税の軽減措置及び徴収猶予を行おうとするものであります。なお、詳細につきましては、議員のお手元に配付させていただいております資料に取りまとめておりますので、御確認いただきたいと存じます。

次に、議案第58号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスに感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われた後期高齢者医療の被保険者に対する傷病手当金の支給に関して、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されたことに伴い、後期高齢者医療の市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出受付に関する業務を追加しようとするものでございます。

次に、議案第59号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

国民健康保険に加入している被用者が新型コロナウイルスに感染し、または発熱等の症状があり、これにより感染が疑われ、労務に服することができない期間に給与等の全部またはその一部を受け取ることができない場合に傷病手当金を支給するよう、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第60号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第2号）」を御説明申し上げます。

令和2年度美作市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ29億208万4,000円を追加し、予算総額を250億5,950万2,000円にしようとするものです。

今回の補正予算の主なものは、国の第1号補正予算で実施されることとなりました特別定額給付金、1人当たり10万円の給付ですが、これと子育て世帯への臨時特別給付金、子ども1人当たり1万円の給付ですが、及び小中学校へのタブレット端末整備に係るものなどでございます。

それでは、個別に概要について説明させていただきます。

総務費の特別定額給付金につきましては給付金総額27億3,000万円と事務費3,000万円を、新型コロナウイルスから暮らしを守る施設勤務者応援宿泊費助成金につきましては、休業することが困難な市内の施設や学校などへ遠方から通勤される方が市内の宿泊施設を使用される場合、月額6万円を上限に補助を行おうとするもので、助成金120万円を計上しております。

民生費、障害者福祉費の備品購入費につきましては、避難所に設置し、視覚障がい者の移動をサポートするための点字ブロックの役割を果たすマットの購入費として120万円を、児童措置費の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、国が実施する子ども1人当たり1万円に美作市独自で5,000円の上乗せを行い給付することとし、総額4,425万円と事務費311万2,000円を計上しております。

商工費の再生エネルギー活用事業の実現性調査委託料961万2,000円は、湯郷温泉に再生エネルギー活用の可

能性について、環境省の支援を受けて調査を行うものでございます。

教育費に計上しております小中学校合わせて8,271万円の備品購入費につきましては、本年度整備する校内通信ネットワークを活用するためのタブレット端末の購入費として計上いたしております。

なお、今回の補正予算の財源は、国庫補助金28億6,024万1,000円、財政調整基金繰入金3,223万2,000円、雑入961万1,000円となっております。

以上、議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

なお、主な事業内容につきましては担当部局より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）〔登壇〕

失礼します。それでは、議案第60号「一般会計補正予算（第2号）」の企画振興部所管につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の歳出の11ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目40みまさか臨時創生費についてでございます。節の18の負担金補助及び交付金でございまして、新型コロナウイルスから暮らしを守る施設勤務者応援宿泊費助成金120万円でございます。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第1号に基づき国が発令する緊急事態宣言期間中におきまして、美作市民の安全・安心な暮らしを守り、休業することが困難である施設などに市外から通勤されている方が安全・安心な暮らしを支える市民生活のサービスを維持することを目的としまして、市内の宿泊施設に宿泊する場合に宿泊費用の一部を補助するものでございます。助成金の額は1人1カ月6万円を上限としております。これは、飲食代を除き、宿泊費に対し1日目から助成することとしております。予算額の120万円につきましては、1人につき1カ月6万円を上限としまして、10人分の予算を計上しております。なお、財源としましては国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございまして、100%の充当となっております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

それでは、補正予算の経済部所管分について、補足説明をさせていただきます。

補正予算の歳出13ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費の節12委託料にございます再生エネルギー活用事業の実現性調査委託料961万2,000円についてでございますが、この調査は湯郷温泉に必要な温泉配湯管、湯を送る管でございますが、この管の更新事業を実現するため、地域密着型の新電力事業を行った場合の収益性などを調査するものでございます。この新電力事業と言いますのは、美作市内からの再生可能エネルギーである木質バイオマス発電や太陽光発電、卒FITが対象になりますが、これらから電力を購入し、湯郷温泉の旅館やホテル、市の公共施設、地元企業、一般家庭などに電力を供給するもので、この委託料はその実現可能性を調査するものでございます。湯郷温泉の配湯管の更新事業につきましては、湯郷温泉旅館協同組合が事業主体となりまして、平成30年度から2年間、同様の補助を受け、調査をされてきました。平成30年度には木質バイオマスを活用した熱利用事業化計画策定事業、令和元年度は熱供給事業を中心とした熱電併給、

熱供給と発電事業ですが、この事業会社設立に向けた検討が行われましたが、収益性などに課題がございます。このような経過を踏まえた上で、配湯管の更新事業が湯郷温泉の発展に欠かすことができない事業であることから、再生可能エネルギーの地産地消を推進し、地域内の経済循環を図り、その収益によって温泉配湯管の更新事業や新たな市民サービスの提供につなげることができないか、検討を行うものでございます。なお、本事業の財源につきましては、環境省補助金の執行団体であります一般社団法人地域循環共生社会連携協会というのがございますが、こちらからの補助金ということで、環境省からの間接補助金ということになりますが、予算書では10ページの歳入、款21諸収入、項5雑入、目7雑入の二酸化炭素排出抑制事業費等補助金961万1,000円を充てることとなっております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、湯郷温泉の宿泊施設の半数が休業をされている状況にありますが、将来に希望が持てるよう、また復興に向けての支援となるよう、より早く調査に着手するため、この補正予算に計上したものでございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）〔登壇〕

失礼します。教育委員会所管分の補正予算について、説明させていただきます。

歳出の方からになります。

補正予算書では13ページになります。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節17備品購入費、同じく項3中学校費、目1学校管理費、節17備品購入費についてでございますが、これにつきましては、令和2年4月30日に成立いたしました国の令和2年度補正予算において、GIGAスクール構想におけるハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現することを目的に、小中学校の全ての児童・生徒に対する1人1台端末の予算が組み込まれ、本年度において早急に整備を行うよう文部科学省より通知が届いたことを受けまして、補正予算に計上しております。

タブレットの購入台数につきましては、小学校費は児童用が1,101台、教職員用が72台、合計1,173台となっております。中学校におきましては、生徒用631台、教職員用が34台、全部で675台となっております。タブレット端末の購入金額につきましては、1台4万5,000円として計上しております。この金額につきましては国が補助限度額金額として示しているもので、児童・生徒用端末の3分の2が国庫補助金として交付されます。

歳入につきましては、補正予算書8ページの方になります。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目8教育費国庫補助金、節1小学校費国庫補助金、節2中学校費国庫補助金として計上しております。御審議のほどよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

初めに、議案第57号「美作市税条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

なお、質問席でお願いいたします。

質疑はございませんか。

岡野議員、質問席へ移ってください。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可を頂きましたので、何点か質問をいたします。

まず、美作市税条例の一部を改正する条例の第1条でございます。その附則の第10条における改正前と改正後の条文を比較検討しているわけでございますが、非常に難解な、私のような単純な者には理解できないようなところなので、簡単明瞭に教えていただきたいと思っております。

附則の改正後の10条でございますが、そもそもこれを何回も読んでみたんですが、日本語として成り立っているのかなという感じがいたします。そこで説明を願いたいのは、改正後の10条の主語、述語など、その意義といたしますか意味を説明していただきたいと思っております。どういった改正をしようとしているのか。分かりやすく。

それから2つ目は、それ以外の附則のところなんですが、2つ目の質問は、課税標準の特例による減収額についてでございます。それは、法附則第61条の新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例ということでございますが、今の提案理由の中では子細の説明がございませんが、仄聞いたしますと、この減収による減収額は全額国庫で補填をされると聞いておりますが、そこで、どのぐらいの減収額を考えておられるのかというのが1点。

そして、2つ目でございますが、その減収額で国費が補填してくるわけですが、どのような方法で、いつ補填があるのかというのが小問の2つ目でございます。

同じように、法附則第62条関連によりますと、これは新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例でございますが、61条と同じように質問をいたしますと、どのぐらいの減収額を考えているのかということと、小問として、全額国費による補填はいつどのような方法でなされるのかということとをまず1回目の質問といたします。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

失礼します。先ほどの御質問のまず第1条改正の附則の第10条がどういったものかというお問合せですが、これは今回のコロナウイルスで、固定資産税について令和3年度分について、償却資産と建物について、中小事業者について減免が行われることに日本中でなりました。それともう一つ、コロナウイルス感染症の影響で、62条、ごめんなさい、先端設備についても、新たに規定されました。この読みにくいのは、これは全て国が規定した内容によって、全て国の法に従って、日本中で同じように軽減措置を図ると、減免をするという措置なので、そこへ附則の（読替規定）となっておりますように、この法律のところを読みに行くと、軽減をしますよという内容で、固定資産の課税標準の特例ということで、今回の中小事業者の方の家屋と償却資産の固定資産税の課税標準の特例という61条、それから62条のコロナウイルス感染症に係る先端設備に関わる家屋と構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を美作市においてもこれが採用されますよということを条例でうたうために規定しているものです。

それから、減収補填のお話ですが、これは全額国費で補填するということを国が示しております。どのぐらいかということなんですが、これは国の地方財政モデル自体も公表されていませんが、参考までに、あくまでも参考なんですが、美作市の固定資産税の建物が約8億2,000万円ぐらいの総額だと、元年度の情報なんですが、建物そんな変わらないと思いますので、建物が8億2,000万円ぐらいの総額です。個人の方も全て含めての税の課税額が。それから、償却資産が4億6,000万円ぐらいでした。そのうち、美作市が調査もので事業用建物として把握しているものが約半分、4億円ぐらいが事業用に使われとる事務所とか店舗とか病院、ホテル、工場、倉庫などの事業用施設の税金です。それから、償却資産は、去年で言ったら4億6,000万のうち、メガソーラー一分とかを除くと、約3億5,000万円が、事業者の方の工場とか施設の中にある償却資産なんかの課税さ

せていただいた税金です。その総額で言いますと7億5,000万ぐらいが事業者の方の税金になります。そのうちの中小事業者の方と個人事業者の方で、収入が連続今年の2月から10月の間で3カ月間を見まして、去年より3割以上減少しとる場合には2分の1、50%以上減少しとったら全額、来年の固定資産税が減額されるという新たな制度です。

ただ、金額の方は何ぼかと言われると、非常に困るんです。もう既に宿泊とか観光とか飲食とかレジャースポーツとかの方は著しい被害を受けておって、その方々は旅館とか特に大きな施設をお持ちなので、相当な規模の減額になるとは見込んでおりますが、どのくらいかと言われると非常に、まだ今後のコロナウイルスの影響とかでもっともっと影響が出るかもしれませんので、ちょっと今のところは、現状ではまだ金額の見込みは立てられていない状況です。

補填の内容は、今回地方税法の方でその分の改正が入ってしまして、各年度の3月中に交付金として、新たに交付金を創設して、全額国費で補填すると。減額したものは、そのままその年度の3月に交付金として交付するというふうに地方税法の中で示されております。

それで、先端設備についても同じく、先端設備がどのくらいの規模のものが新たに出てくるかはちょっと分かりません。今時点、先端、既に2年ほど前に、固定資産税ゼロにするという条例で、皆さん、議員さんの方に議決を得て、先端設備については3年間、固定資産税ゼロになるという話、議決しておると思うんですが、今時点で既に出ている事業者さんが十数社いらっしゃると思います。今後新たに、コロナウイルスでもう経営が厳しい中でもするという方に対しては、さらにこれを拡大するという国が日本で行うという制度ですので、どのくらい出てくるかというのは非常に分かりません、現状では。見込みはちょっと立てるのは厳しいと思います。これも先ほどの固定資産税とセットで、これは3年間、固定資産税がゼロになりますので、令和3年度から令和6年度までの期間、固定資産税とこの先端設備については全額を国で措置すると。それは3月中に交付金として国が送付するというふうに地方税法の改正の中に入っていたと思います。よろしくをお願いします。

4番（岡野 鉄舟君）

議長、分かりましたか。

議長（岡本 泰介君）

はい。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問です。

まず、法附則第10条のことですが、今の課長の答弁では、国が決めたことなので国のとおりでですという回答なんですが、私が聞いているのは、そういう答弁をされるのであれば、その法の趣旨はということかということ私には聞いているわけで、それを前提にして、ここの読替規定の規定が非常に日本語としては難しいから、今申し上げたように私は門外漢なので、ちゃんと分かるように説明をしてほしいといったことです。質問をし直します。

それから、課税標準の特例で、家屋も先端設備もそうなんだろうけども、そこで質問なのは、まず交付金とはどういうことか。交付金というのは恐らく地方交付税のことかなとは思いますが、そうじゃなくて単独の交付金で来るのか、そのあたりを2回目の質問といたします。

それから、先端設備については、事業者の方はなかなか御承知されていない方がいらっしゃると思うんですが、こういった補填があるよというのは市民部としてどのような方法でPRとか周知の徹底方を図っていくのかということでございます。

それからその次の質問でございますが、いつだったか日にちは忘れましたが、地元湯郷の温泉関係の方々が必要に来ていらっしゃいます。そのときの固定資産税に係る要望内容はどういう内容であったかということが第2点目の質問でございます。

〔「ちょっと休憩しよう」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

時間が30分以上たちましたので、休憩いたします。10分間。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

議長（岡本 泰介君）

それでは、休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、答弁から入ります。

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

失礼します。先ほどの附則の第10条の内容ということで御説明させていただきます。

そうしたら、附則の第10条は、地方税法での課税標準の特例という、普通は固定資産税というのは価格に1.4%を課税したものが、課税標準額に1.4%を掛けたものが固定資産税の税金になります。ただ、課税標準の特例といいまして、例えばこの条例の中にあるのは、いろいろあるんですが、例えば専用住宅やこうだったら、普通の皆さんのおうちだったら、その価格の6分の1で見るとか、3分の1で見るとかというふうな軽減が日本中で一応定められて、されています。そういったいろんな国が定めた課税標準の特例で、普通の1.4、単純に課税標準額に1.4%を掛けた税金にするんじゃなくて、いろいろなことから税金を軽減するような課税標準の特例というのが法律なんかで定められています。今回その中に、61条と62条で定めたものが追加になりました。

61条と62条の内容といたしますのが、61条の内容が、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者の方の家屋及び償却資産に対する固定資産の課税標準の特例というものです。これは、このコロナウイルスの影響で事業収入が減少され、著しく影響を受けとる方で、令和2年の2月から10月までの3カ月間の売上げが前年の同期間と比べて30%から50%減少しとったら、来年の固定資産税で償却資産と事業用の家屋については2分の1で見ますよと。実際は税金が結果、2分の1になるということです。それから、50%以上売上げが減少されとる事業者の方については、その家屋と償却資産については課税がゼロになるということを61条で書いておることが、今度、美作市の条例にも加わっています。

それから、62条の内容は、この新型コロナウイルスに影響して、先端設備に該当する家屋及び構築物の課税標準の特例の対象になるものを拡大しています。このコロナウイルスの影響の中でも先端設備を導入される中小事業者について、今まで先端設備だったら、普通の機械及び装置は160万だったと思うんですが、それを120万に下げるとか、それから機械を入れるときに、そのために必要な建物に対しても、建物が対象にならなかったんですが、今回対象に拡大するとかということで、中小事業者への配慮を国が行うということで、この対応を美作市の条例でも61条、62条をこの特例の中に加えますよというのが、この10条の内容です。

次に、そのPR方法ですが、実はコロナウイルスの緊急経済対策の中で、この固定資産の課税標準の特例とか先端設備以外にもろもろほかにもいろいろあるんですが、税務関係のものも。そういったことも、今パンフレットを用意しています。条例が議決を受けましたら、商工会とか旅館組合とか観光組合とか、いろんなとこ

ろにパンフレットで御説明して、皆さん、組合員の方とかに周知をしていただきたいと。基本的に申請してこないといけないという制度になっていますので、皆さんに、まずそういった組合の方には周知をしていただくことをしようと思います。あと、広報とかはもちろん、ホームページ、その他いろんなところでは周知はするんですが、そういった組合の方に周知をまずしていただきたいということで、パンフレットなどを実は用意しております。

それから、交付金ですが、全額国費で措置されるという交付金のことですが、これは新たに地方税法で改正されて、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金というのが制度として交付金が設けられます。この制度が設けられまして、各年度の3月中に市町村に交付金として交付されるというふうに、地方税法の附則の改正の中でうたっております。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。湯郷温泉からの要望書の件でございます。

要望の内容でございますが、日付が令和2年3月8日付で要望書が提出されておまして、その中で税金等の部分でございますが、固定資産税の暫定1年間の免除ということで要望が出ております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目。

議長（岡本 泰介君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

2点質問いたします。

これほど細かい、重箱の隅をほじくった質問をせんでもいいと思うんですが、私の性分として、第10条関係は確かに今、課長は丁寧な説明をしていただきました。私なりにその附則も調べてみてはおるんですが、改正後のところを見たら、61条または第62条の云々かんぬんは第61条もしくは第62条とするという、その接続詞が変わっているだけなんですけども、その、要するに法令用語でこうなるとるんだらうと思うんですけども、そういう答弁をもらえれば非常に簡単なんですけど、非常に微に入り細に入り説明をしていただきました。したがって、これ以上の質問もいたしません、私はそのところの確認をしたかったということでございます。

それで、今もう一つの質問ですが、要するに税金の1年間の免除ということでございますが、今回の附則改正によって、この湯郷の地元の要望は免除ですから、補填ができ切っていないと思うんですが、この辺を今回の附則の改正の条項のところ具体的に、特に附則の24条あたりに、改正になると思うんですが、この辺をどういうふうに湯郷の地元の方々の要望を酌んでいるのか。酌んでいるとすればどの部分、酌み切れていないとするならどの分かということをつかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

これは全国的な問題でもあるんですけども、先ほど説明がありましたように、この第10条の関係で言いますと、減免の対象が償却資産というふうになっています。家屋であるのか設備であるのかは問わず。明確に抜

けているのは土地なんですよ。今回の第1次補正に絡まる自民党の税調の議論をくみ取りますと、土地までは及ぼすのは嫌だという議論が残っていたもんですから、土地に係る固定資産税の減免のところについて若干全国的に不満があって、それについては湯郷にもある程度該当しますが、私どもの地域の土地の値段は東京を中心とする大都市圏よりは圧倒的に安いもんですから、その影響はそれほど大きくはないだろうと思っております。この点につきましては、全国の流れを注視しながら、場合によっては土地についての減免措置をとることが可能なんです、財源配分が圧倒的に大都市に偏るもんですから、それが我々のような中小都市にとっていいかどうか、ほかの政策を念頭に置いて動いた方がいいかどうかについては、やや議論があると。これは総合的な分析であります。

〔4番岡野鉄舟君「これは以上できませんね」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

他にございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

失礼します。先ほど償却と家屋という市長も答弁されたんですが、まずごく普通のことですけど、償却資産の申請をしている者を減免、またはこの特例措置をするんであって、申請しない者までしないのは当たり前のことで、それは申請漏れがあるわけで、重く受け止めて、遡及措置を取るなりしていただきたい。

次に、家屋というのはいろいろあります。先ほども市長が言われましたように、専用住宅が建っているから小規模特例というもの、6分の1があり、4分の1があるのに、国は家屋だけをして、それも工場の場合で言いますと、過疎法に基づく3年間の償却資産の免除というものがあるはず。そのようなことの既得権と今度行うこの特例措置との整合性を十分に持たせなければ、家屋の専用住宅は安くしたのに、それが建つとる土地について何ら手を打たないというのは、全国の国民、すなわち市民の皆さん、住んでいる皆さんはおかしいんじゃないかなというのが、市長も先ほど言われたんが、おかしいんじゃないかなと思われるんじゃないかと思えます。

それから、先ほど附則24条のところ、玉櫛課長がいろいろ言う中で、これは……。ええんですか。言っているの。

議長（岡本 泰介君）

はい。

13番（尾高 誉久君）

話をされよ。いけんの。いいんでしょう。

議長（岡本 泰介君）

はい、いいです。

13番（尾高 誉久君）

4期までというところには、非常に苦勞されているんだ。これ、年度内をその対象にする。当然、軽減も、固定資産税における4期は、すなわち令和3年の、例えば2年度の場合は令和3年の2月が4期分に当たったと思います。国が示したのは、恐らくこの表現では1月31日までとしることを独自の美作市の考えでやると。私が言いたいのは、この独自性がすばらしいと。これこそが地方創生の原点だと思っております。答弁の方、よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

ここは、実はこの最後の点からお話ししますと、4期分については国の手当が不十分なんです。しかし、地域の状況を考えますと、我々としては4期についても対応した方がいいだろうということになったんですが、その発案をしたのが玉櫛なもんですから、本人からあんまりそういうことは言えないということで私の方から代わって答弁をいたしますが、かなり積極的な税制改正を国がしましたが、その足りない部分を補う改正を当市独自にやった結果がこうなっているということでもあります。

なお、土地につきましては今後の検討課題として残っておりますが、影響をどうする、さっき申し上げたように、国費での補填を狙っていったときには、補填のほとんどは東京に集中しちゃうので、そんな金額もっていないんで、ほかのことを言って配った方がいいかなとかということをいろいろ悶々と考えているというのが今の状況でございます。

また、税についての深い御理解をいただいていることに対して心から感謝御礼を申し上げて、答弁いたします。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

再度言いますが、担当部におかれましては、例えば家屋、工場等においては特に償却が多いですよ。その中で過疎法の適用の減免と、家屋、新築されとることはないと思いますが、土地と家屋の減免、不動産取得税とのかかわり等について整合性があるように、新築軽減を受けている人がそういう影響を受けていたとします。工場が受けていたとします。何ら特例でなくても既得権で十分だと、どこが違うんだというようなことがないように、既得の権利と新しい特例との整合性をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

山本重行議員。

12番（山本 重行君）〔質問席〕

附則10条の関係でございますけれども、課税標準の特例ということでございます。その中で、前年との比較というふうなことで、令和2年の2月から10月までの間の任意の3カ月間というふうなことで前年度の比較というふうなことでございます。新規に事業を展開された方についてはどうなるんでしょうか、お伺いいたします。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

失礼します。まだ法律そのものの、制度の方がもう今、公表の方を優先されとって、詳細の方がまだ定かではないんですが、中小企業庁のQアンドAの回答例を見ますと、おっしゃっておった今年になって事業を開始されて、去年の事業実績のない方は対象にならないように、示している内容では示されておりました。

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

今年になってからというふうなことでございますけれども、3カ月間というと、去年の例えば9月から事業を開始された方についても、この制度の適用がないと思うんですよね。国の方は先ほど言われたように十分でないというふうなことなんでございますけれども、今後何らかの形でそういった方、実際におられるかどうか分かりませんが、十分配慮というふうな、市長、何かありますか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

実はいろんな制度にいわゆる穴ぼこといいますか細かい欠陥がありまして、例えば既に私どもで申し上げているのは、雇用調整助成金ありますね、雇調金。これで観光案内所というのが外れちゃうんですね。なぜかという、売上げが立たないもんですから、前年度から見て売上げが減ったとって言えないんですね。この問題については、厚生労働省が担当なんで、橋本副大臣を介して話しました。今御指摘があった件については恐らく、もう少し精査しますが、大変重要な問題だと思いますので、また必要に応じて担当のところに、私どもの市として議会の御指摘を受けたということを申し添えた上で、御指摘を申し上げ、改善を促そうと思います。

議長（岡本 泰介君）

山本重行議員。

12番（山本 重行君）

実際におられるかどうか分かりませんが、十分その辺について配慮をしていていただきたいと思えます。終わります。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

先ほど来、皆さんずっと質問されておりますけれども、そのことについて1点だけ。この申請するときに、税の関係というたら我々は難しいわけで、ややこしいんじゃない。パンフレットを配って商工会でどうのこうのと言いますが、これについてはやっぱり丁寧な、申請がなかったら、ほんなら放つとったらいいかということではなしに、当然、国民の権利として、このコロナウイルスの関係についてこういうふうな取組をやるわけですから、それについて丁寧な説明と御指導をお願いしたいと思うんですが、いかがなもんかな。

それと、これ軽自動車の、軽自動車言うてるけど、トラクターはどういうふうになっとんかな。トラクターの関係。これだけ教えてください。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

失礼します。おっしゃったように、申請せんともう対象になりませんので、丁寧な対応をすることをしたいと思います。これ一応、今、法律がもう先行して、手続とかが詳細はまだ正確にはなっていないんですが、今のところ示されておるのは、固定資産税の減免の申請をするのは、市町村に対しては令和3年の1月中にするような予定で示されておりますので、まだ時間がありますので、周知にも丁寧な対応をしたいと思います。

それから、軽自動車税の環境性能割というのは、昔で言う軽自動車取得税、購入されたときにかかる税金です。これの対象になるのは3輪以上の軽自動車ということで、実際には四輪車、乗用と貨物の、軽自動車で言

うたら普通の軽自動車と軽トラ、これが実質は対象で、トラクターなどの農業用の軽自動車は、この環境性能割の対象にはもともとになっておりませんので、対象ではないです。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

取りあえず、商工会に入っている人は連絡ができるかも分からんけども、入っていない人もたくさんおられるんで、漏れないように、それから申告がややこしかったら、細かな指導を、徹底していただくことをお願いしまして、終わります。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第57号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論から始めてください。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもないようでございますので、これで討論を終結いたします。

議案第57号「美作市税条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第58号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第58号「美作市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第59号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第59号「美作市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〔「休憩しますか」「休憩だな」と呼ぶ者あり〕

はい。ここで休憩いたします。10分間休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時26分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に続きまして会議を開きます。

議案第60号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、これより質疑に入ります。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

それでは、議案第60号、歳出の11ページ、節の18負担金補助及び交付金についてお尋ねいたします。

この予算は、市民に対して10万円給付される予算であります。給付の流れについて質問いたします。今までの流れ、そして今後の流れについて、例えば市民に対してどのような内容の手続をするのか。そして、高齢者だけの世帯でどうしてもその手続が困難な方に対して、どのような対応を考えておられるのか。そして、大体いつごろから給付が始まるのかということ。それから、一遍に手続が完了して、一遍に振込ができるわけじゃないと思います。振込は毎日銀行の方でしてくださるのか。それとも、1週間に曜日を決めて、2回とか3回とか、そういうふうな給付の仕方をされるのか。それから、この給付をしていただくのに締切りがあるのかなのか。そのあたりをお尋ねいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。定額給付金の御質問でございます。

まず、概要でございますけれども、対象、4月27日現在での住民の人口ということでございますが、こちらにつきましては2万7,226人でございます。予算と若干食い違いがございますのは、DV関係の影響でこちらに避難しているというような方もございますので、その分を加味させていただいております。また、世帯数につきましては1万2,405世帯でございます。

それと、これまでの経過ということでございますけれども、私どもの方にこの情報が流れてまいりましたのが4月の21日でございます。同日付で、もう既に津山郵便局の方に返信用の封筒の後納郵便の手続に参っております。ちなみに、これは管内では美作市が1番でございます。それから、情報公社が住基の情報を持っておりますので、そちらとの調整、それからシステム開発の請求、そして送付用の封筒、そして返信用の封筒の印刷を業者の方に依頼いたしました。

なお、この封筒の方でございますけれども、通常であれば、長3の封筒に同じ長3の封筒を折って入れるというようなことをするんですけども、私ども、情報公社の方で封入作業も委託いたしましたので、少し小さい長6という封筒が、めったに出ないんですけども、こちらの封筒を依頼しまして、ちょっと時間はかかったんですが、今週の月曜日にその封筒が仕上がって、情報公社の方に持ち込み、封入作業をいたしております。そして、封入したものを、今日、朝、担当課長の方が先頭を切って取りに参っております、今日の午後からになるかと思っておりますけれども、直接住所の方にお送りできない方の封筒については抜取り作業を今後行っていく予定にしております。そして、できますれば、その作業が完了いたしますと、可能な限り今週末には郵便局の方に

持ち込んで、発送を依頼するという流れになっております。

御存じのとおり、今週の月曜日、11日からオンラインでの申請は受付をさせていただいております。ちなみに、昨日、おとといの申請件数を申し上げますと、全部で93件ございました。しかしながら、内容の不備というものがございまして、そのうち8件につきましてはもう一度申請をしていただくように御本人さんの方に連絡を取らせていただいております。その不備の内容というのが、まだこちらの方から世帯の申請用紙を送っておりませんので勘違いをされまして、例えば自分のお子さんが、自分の世帯にいますけども都会の方に出られとる場合には、その方はその世帯主の方が申請をする必要があるんですけども、その方、子どもさんが抜けていたとか、逆に世帯分離をしているのに一緒に含まれていたとか、そして多いものが、添付書類といたしまして口座番号の分かる部分の写真が必要になってまいります。しかしながら、その辺が十分御理解いただけていない方がございまして、全く関係のない写真があったり、それから口座番号が写っていなかったりというふうなものがございまして、再申請の方をお願いさせていただいております。

そして、今後の流れでございますけども、まずその送付いたします通知、申請書が恐らく遅くとも来週の前半には着くと思います。そうしたときには、先ほど言いました過ちのないように再度十分確認の上、封入をしていただいて、添付書類になります身分証明のコピー、そして預金通帳、あるいはカードのコピーと一緒に添付していただいて、こちらの方に返信用封筒で返していただく。封入前には必ずもう一度確認していただくということをぜひお願いしたいと思います。

それから、振込の方でございますけども、昨日、おととい、いただいたものがございます。そのものについてはできるだけ来週の中盤には振込をさせていただきたいというふうに思っておりますし、またその後につきましても、来週中にもう一回振込をさせていただければというふうに思っております。その翌週以降につきましては、毎週火曜日と木曜日に振込という予定でおります。かなり申請が集中すると思っておりますので、若干ずれは生じると思っておりますけど、それを基本に今後進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、これの締切りでございますけども、3カ月という期限がございます。そうしますと、この郵送での受付、行いますのが来週の月曜日、18日でございます。ということは、3カ月というと、8月の17日になってまいります。8月の17日の消印が最終の有効期限ということでさせていただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

ほかに、高齢者の方の取扱いということでございますけども、基本は御本人が申請、世帯主が申請ということでございますが、このたびのこの給付金につきましてはかなり代理人の範囲が緩やかにされておまして、例えば御自分で申請のできない方については、地域の民生委員さんであったり自治会長さん、そして親類の方、平素からお世話をされている方、そういうふうな方でも御本人さんの委任があれば対応できることになっております。ですから、もし御近所でできそうにない方がありましたら、ぜひお声掛けをお願いしたいというふうに思っております。

それから、基準日以降にお亡くなりになった方のことがまた問題になろうかと思ひます。お亡くなりになった場合は、世帯主の方が変更になろうかと思ひます。複数人いらっしゃる世帯でございますけども。そちらにつきましても、新しい世帯主の方が、そのお亡くなりになった方も含めて申請をしていただくということになりますので、御理解の方、お願ひいたします。

議長（岡本 泰介君）

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

迅速な対応をしてくださっているということがよく分かりました。郵便局も1番、美作はこの件につきましても、いろいろな面ですが、2番じゃ駄目なんです、1番じゃないと。ということで、頑張ってくださいというところがよく分かりました。

1件ですが、コロナの被害があちこちで新聞に出たりマスコミで報道されております。さっきも休憩中にお話をちょっと聞いたんですが、警察の方がパトロールに当たっておられるということもお聞きしました。十分にそのあたりのことに気をつけていただきたいと思います。特に高齢者で自分ができない方なんかは、もう早めに自治会の、普通で言う区長さん、それから民生委員の方、そのあたりにもしっかりと連絡していただき、隣近所の方にもよく注意をしていただくように、お互いに見守りをしながら、気持ちよく10万円が頂けるようにしていただきたいと思います。何はともあれ、よその市町村はもう既にスタートを切っております。美作はこの議会が、少し日にちがよそよりも二、三日遅かったと思います。ですけれども、早く迅速な対応をよろしくお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）〔質問席〕

私も同じような質問になりますけれども、2点ほどについてお尋ねをしたいと思います。

取りあえず、特別定額給付金の関係、これ120万円かな、これについて、あしたから解除しようかというようなきになつて、これはどうなるのかな。この辺のところについて、ちょっと御説明を聞きたいんじゃないかも。

それと、今10万円の話をしよりましたけども、これもこの前、岡野議員が緊急質問出して、私は、今言いよる美作市は財政的には楽んじゃ楽んじゃと言いながら、60億余りの財政調整基金を持つとって、それを立て替えてでも、国から来るのは間違いないんじゃないから、この10万円については本部の公明党さんが頑張って、今、与党を割ってでも、これは国民にせにゃいけんと言うて、頑張られた給付金、これが今言いよる緊急質問で出しとったら、これ否決されてしもうた、美作市はね。8対9で。どがいなつとんじゃろうかなと。お金というのは、手形期日が来とって、1万円でもどがいぞ欲しいんじゃないと、1万円なかったら、今日倒産するんじゃないような人が、恐らく全国にはたくさんおられると思うんじゃない。やっぱしそういうような心があったら、この間早うやつとったら、よそは早やつとると言うて言いよるけども、あのおとき臨時議会を議会延長してでもやつとったら、今日はや受け取つとるわけじゃ。1軒4人家族だったら、子どもさん2人と親御さん2人だったら、夫婦で4人だったら40万入るわけじゃから、そうしたら家賃じゃどうのこうのというような問題も、たくさん今報道されよります。非常に皆さん、助かつとると思う。私は、この迅速な対応というのが、これは政府の方も言うとするわけですから、これについては、これは今言いよる議会ばっかしじゃなしに、執行部の方も早い対応を、私は提案しても罰は当たらんのだと思う。それは今日になつとんじゃけども。取りあえず、この10万円の関係、これ、市民は心待ちにしとるわけなんで。

一つ心配しとるのは、生活扶助を受けられとる人が、これは私らはもらえんのんじゃないじゃろうかとか、非常に心配されよる。それで、これらについても、それはそんなことはないですよと、当然、国民の権利として、今回のやつについては皆さんが受給できるんですよと言うて、昨日も電話したんですが。

それでまた、先ほど鈴木議員が言われよつたけども、年取つて申請書類ができない人の対応、こういうなことについての十分保障したり、その手続について細かな説明が急務じゃないかと思うんですが。

それと、基準日が4月27日になつとんかな、これ。基準日が。そうしたら、それ以後に子どもが生まれた人

は、これはどうなるんか。子どもが生まれたら。今日この議会で議論しよるわけじゃから、これからについては、今言いよる27日から今日までの間じゃな。このときに生まれた子どもさんはどうなるんか。対象になるんか、ならないのか。やっぱし妊産婦の人も大変子育てに御苦労しよるわけですから、感染させたらいけん、どうしたらいけんと言うて御苦労しよるわけですから、この辺についてもどうなるんかということが、私は大事じゃないかと思えます。

それで、それと今話聞きよったら、今週中の末ぐらいからすぐ出せれるんじゃというようなことを言われよりましたけども、準備は万全なんか。

それで、もうはや、何いうんな、カードを持ってきたら、カードの人が先、先になって、お年寄りやこうはカードやこう、よう使えへんのじゃ。一番欲しいと言いよる人が、後々にならないように、この辺の対策というもんを十分考えていただきたいと思えます。これについて何か御答弁がございましたらお願いします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。御質問の中にごございました基準日以降に出生された方の対応ということでございますけども、このたびのこの定額給付金につきましては国の事業でございまして、その実施要領によりますと、新しく生まれたお子さんにつきましては対象外ということになっております。そのことにつきましては、他の自治体も同じことだというふうに思っております。あくまでも国の制度でございまして。

また、御質問にはなかったんですけども、登録外国人の方がいらっしゃいます。先ほど申し上げました人数の中で、うち458名の方が登録外国人ということになっております。この方につきましても対象となりますし、また恐らく言葉が分からないとかということでお困りになろうかと思えますので、私どもの企画振興部の方で対応をさせていただくことを予定しております。

それから、議員先ほどおっしゃいましたけども、生活保護の方の受給ということでございますけども、こちら、この10万円につきましては収入認定がされないというふう聞いております。したがって、この給付金を頂いたから保護費が減るといようなことはないというふうにお聞きしております。

〔15番岩江正行君「120万の。ほかはなかったんかな。ほかはなかったか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

どこかな。120万については。

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

失礼します。国の緊急事態宣言の期間についてのお尋ねかと思えますが、この期間につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条で緊急事態宣言の発生した旨及び期間、実施すべき地域、緊急事態の概要を公示し、国会に報告するとされております。美作市新型コロナウイルスから暮らしを守る施設勤務者応援宿泊費助成金交付要綱におきまして規定しております緊急事態宣言期間につきましては、特措法第32条第1項第1号に規定されております期間でありまして、第2号以下の規定にあります実施すべき区域、緊急事態の概要を除いた第1号に規定されている期間ということでございます。仮に岡山県が同条によりまして実施すべき区域から外れた場合におきましても、第1号に規定する期間が継続しておりますれば、実施要綱に規定する緊急事態宣言期間中になるということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

部長、これ、4月の20日に通達があったんじゃないだろう。今日まで遅れたという原因は、市民の方々に早う知らさないけんのじゃ。この予算を見よったら、皆、全部、手通しや。国からの予算は手通しだけじゃ。美作市独自の予算、今言いよるこの基準日が27日だったら、子どもの関係で、これ言いよんのは。27日だったら、独自にじゃな、多くな子どもは産んどりゃせん、少子・高齢化の中で、割合少ないと思います。この中身が分かつとる者は納得するかも分からないけども、やっぱしそういうふうなコロナウイルスの関係の中で、この間も言いよったがな、ここの中で議会するのに、今度子どもが生まれてくるんじゃないというて。そのことについていろいろと議論があった、全員協議会でも。市長、美作市が独自にするぐらいな気持ちがあるのかないんかな。これ、皆、予算を見よったら、皆、手通しやから、国からの。やっぱし美作市民をこのコロナウイルスの感染から守るんじゃないというような、そういうな気持ちが予算の中に表れてこにゃいけんね。表れていないんよ、これ。

それと、企画の部長、あんた、4月の20日から国の方から総務省から通達来とんでしょう。そうしたら、なぜ今日まで延びたのか。あしたはや解除しようかというようなことを今朝、ニュースで出よる。これらについてはどがいな考えがあるのか、長ったらしい話じゃなしに、きちっとした話、答弁してください。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

どうも御質問が、2つが重なったような御質問でございます。私の方から定額給付金のことのみを説明させていただきます。

先ほど申しましたように、20日付の21日で……

〔15番岩江正行君「2つのやつを話一緒にしただけの話や」と呼ぶ〕

期間がこれだけ必要になった理由でございますけども、先ほど申しましたように、郵便局の手続、それから封筒の手配、それから情報公社の打ち出し、そういうふうなものが必要になりまして、本日まで延びてきたということで、御理解をいただきたいと思います。

その他の国以外の制度につきましては、私の方からお答えすることはできません。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

失礼します。2回目の御質問ですが、5月14日に国の方は専門会議を開きまして、緊急事態宣言の解除の是非を判断するように報道されております。しかしながら、この交付要綱におきまして規定しておりますのは、法第32条の第1項第1号に規定しております期間についてのみのことでありまして、仮に岡山県が解除といいますか除外された場合につきましても、第1号の緊急事態宣言期間中であれば、助成金交付要綱に基づく助成金が支給されるということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

分かった。そっちの方はな。

それで、総務部長、ちょっとあんたが言いよんのはおかしいぞ。4月の20日に国の方から通達があつてで。

人のせいにせえでも、かようなことは分かるとるわけじゃから、これほどかかった、長うかかったというのは、いつからしだしたんな、これを。いつからかかって、こんだけ長うなったんや。わしは、この間の24日の議会に、議会延長でも皆さん、せえと言うて、してもらいたいんじゃという、思いよったんじゃ。これは、こっちの議会の話や。9人が反対したという話しょんじゃ、こいつはな。議会を延長してでも、この場については議論せにゃいけんと思っておったんじゃ。それを今言いよる心のない人らが反対しなったんじゃ、これ。早うしとったら、あんたらももっと早う事務に手が付いとると思うんよ。そんなことを言うてもなんじゃから、取りあえず、心待ちにしとる人がたくさんおられるんで早い対応をお願いしまして、終わります。

〔「おい、議長、今、心がないというのはええんか」と呼ぶ者あり〕

〔15番岩江正行君「心がないけえない言よんじゃ、どがいしたんな」と呼ぶ〕

〔「おかしかろうが」と呼ぶ者あり〕

〔15番岩江正行君「おかしいのはおまえがおかしいんじゃろう」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと静粛に。静粛にしてください。

はい、どうぞ。萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

私どもとしましては、管内はもとより、全国的にも最も早く検討に着手をしたわけではありますが、その過程でいろんな問題点がはっきりしました。例えば、情報公社が打ち出し、封入をするのは今申し上げておる今日なんですが、本来であれば、あと1週間以上遅れていたんですよ。それを、それで何とかいろいろ工夫をしていただくように、私ども美作市と真庭市が共同で情報公社に支援とかアドバイスをして、ようやく今日になった。したがって、私どものように情報公社にデータを全部預けているところについて言うと、これ以上早くすることができなかったということでありまして、別に4月の何日かに議会を延長して、それが心があるかどうかは別として、あったとしても、今日より早くはならなかったと、こういうことでございますので、御安心をさせていただきたいというふうに思いますし、またせっかく市民が一丸となって新型コロナウイルスに対して頑張っている、議会が一丸となって頑張っているときに、議会の仲間の方々に妙な御発言をされるのはいかがかと思いました。

議長（岡本 泰介君）

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまは、議案第60号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第2号）」の質疑をしております。

他にございませんか。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）〔質問席〕

それでは、11ページのまず、みまさか臨時創生費の18の負担金補助及び交付金の120万ということでございますが、これは10人を対象として一月6万円で、施設はどこの施設を使うかというのは説明がありませんでし

たが、取りあえずは、これはある意味、試行的なもので、人数が多くなれば、それなりの対応をされると思うんですが、入ってくるというか、美作市外から勤めで入ってこられる人の対策としては、これはそうだなと思うんですが、美作市から美作市外に通勤されとる方の手当についてはどのようにお考えなのかということが1点。

それから、先ほど来、ほかの議員の方からも質問が出ておりますように、12ページの児童措置費の18番、負担金補助及び交付金の4,425万円ですが、子育て世帯へ臨時特別給付金ということで、これは要するに、児童の数が2,950人ぐらいじゃないかと思っておりますが、それに5,000円を掛けたものがこの金額であるというふうに説明があったように思っておるんですけども、国が1万円、そして美作市独自の、これ独自の給付だと思っておりますけど、5,000円をすることで、すなわち国の方が2,950万円、美作市が1,475万円、そしてこの後の1兆円の臨時交付金の争奪合戦というんですか、今週末には手続を終えたいと。この部分も含んだ上での申請をなさると私は解釈しておりますが。

もう一つ大事なことは、例えば1学年、1年生、2年生、3年生の学年というのは、4月1日までが1学年なんですよ。4月2日は次の学年になるように、基準日が4月27日というのは、27日に生まれた方は含まれるんですけども、28日に生まれた方は含まれないんだという基準の線がここで引かれてんじゃないかと。どこかに線を引かなきゃいけないんで、それは非常に国の方も議論したことと思います。

それから、年を取った方が4月27日を過ぎた段階で亡くなられたとしても、住民税は、世帯がある場合は次の年に税金を払わなきゃいけないのは皆さん周知のとおりだと思います。所得税はそこで終わりますが、その年に死んだ人は次の年にですね、なぜこんなことを言っているかという、要するに破綻しても、コロナで破綻してもですよ、どこかの豚カツ屋のおやじさんが焼身自殺をしても、家族がおれば次の年に住民税を払わなきゃいけない。これ、コロナが原因しとるんですね。だから、そのようなところについて、確かに基準日が4月27日のときは含まれるけど、28日は含まれないと私は解釈したんで、もう一度確認の意味で、そのことを質問いたします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、基準日のことについてお答えをさせていただきたいと思います。

議員さんの御質問のとおり、4月27日が今回基準日となっております。27日現在生きておられても、28日にお亡くなりになったという方、先ほどは御家族があれば新しい世帯主の方に申請をしていただくということを申し上げました。しかしながら、単身世帯の方がお亡くなりになった場合につきましては、総務省の方に確認いたしましたところ、その方には給付できないというふうな回答がございましたので、答弁させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

1万円のことと。

〔「1万円と10万円が今ごっちゃになっている」と呼ぶ者あり〕

こっち1万円。

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

ごめんなさい。1万円と10万円がごっちゃになった。もうちょっと分かりやすく言えばよかったですね。すみません。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。それでは、私の方から、子育て世帯への臨時特別給付金4,425万円ですが、先ほど議員さんが言われましたとおり、国については1万円、2,950人で2,950万円、それから市単独では5,000円ということにしておりますので、2,950人掛ける5,000円で1,475万円ということでございます。これにつきましては、基準日は令和2年の3月31日が基準日でございます。ですから、今回は高校1年生になった方についても、3月31日は中学生でしたので対象になるということでございます。

それからもう一点、市の単独5,000円でございますが、前の歳入の方の9ページに戻っていただいて、その真ん中のところ、民生費の国庫補助金の児童福祉費国庫補助金の3段目に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,475万円ということで、これが今回の臨時交付金に当たるということで充当を考えております。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

尾高議員さんお尋ねの宿泊費助成金の関係でございますが、今回は市外の方を対象とさせていただいて、交付額を考えております。今後、市内の状況ですとか、あるいは大きな変化があった場合においては、対策として必要な場合も出るかと思っております。適切な時期に対策を講じていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

すなわち、美作市独自でやっている5,000円の子育ての方に支給する額は、美作市独自のものだと思いますし、この120万というものについても、これがうまくいけば、まだまだ即補正をやると臨時議会で市長が言われていましたんで。うまくいけば。

ただ、景山部長、3月31日と。4月1日はどうなるんだというのは、どのように考えとんですか。学年として、いじめの問題がよくあるように、おまえだけもらえなかったなみたいな、子どもの心を傷つけることを非常に心配しとんですが、3月31日までは分かるけど、教育的に4月1日は一体どこになくなったんだということについて再度質問とききます。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

4月1日が学年で言えば前の学年になるのは教育上はなっておりますが、今回の基準については3月31日という基準日を設けられておりますので、4月1日生まれの方については今回は対象にならないということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

尾高議員。

13番（尾高 誉久君）

最後の。

議長（岡本 泰介君）

はい。

13番（尾高 誉久君）

保健福祉部長、ちょっと例の、この美作市、当然、田舎は高齢者が、同居している人もおれば、施設等に入られとる人もいます。それで、身寄りとか親戚関係等も遠縁、コロナですから、なかなか来られないとかというような、東京に子どもがいても来られない。そういうような方に対しての何か手当というものは考えられとんですか。

議長（岡本 泰介君）

江見福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

法的に後見とかという手当が出る方については、そういった後見人の方に委任をするというような形になると思いますし、先ほど総務部長の答弁の中でもありましたように、地域には区長さんであるとか民生委員、そういった方がいらっしゃいますので、そういった方に委任をさせていただいて手続を済ますということで、個々の具体例につきましては、高齢者福祉課の方からちょっと地域で心配な方のリストを給付の担当の方に渡して、漏れのないように申請ができるように手続はしているというふう聞いております。

〔13番尾高誉久君「よろしく申し上げます。終わります」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）〔質問席〕

先ほど尾高議員の質問の中にもありましたけれども、市外から市内へ施設勤務者応援宿泊補助金ということで120万計上されておるんですが、これを、先ほど昨今ニュースの中で、いわゆるコロナの患者さんがおられるような病院に勤めておられる医療者、看護師とかお医者さん、あるいはそれから福祉施設などで仕事に当たっておられる方が、結局自宅の方へ帰ってきて、あの人はコロナの施設の方で仕事をしとるんだからということで非常に、帰ってくるなみたいなことを言われたり、あるいは家に貼られたりというようなことがあるんで、これ、市内からそういう施設に働きに行っておられる人も今後対象になってくるようなケースもあると思うんです。だから、ここへ市外に限定するというのはどうかなという。先ほども柔軟に対応するんだという答弁がありました。ぜひとも市外という限定ではない対応をお願いしたいと思います。

それからもう一件、予算書13ページの教育費、学校管理費の小学校と中学校のタブレットに対して、1台当たり4万5,000円、3分の2の予算を組んでいるんだと言われましたけど、残りの3分の1はどのようになるのか。また、そのタブレットそのものは、学校に所属するものなのか、児童に所属するものなのか、そのことをちょっとお尋ねします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

先ほどの答弁でもお答えしておりますけれども、この交付要綱につきましては、このたびは市外ということでさせていただいております。今後いろいろな事態が想定されますので、その都度、適切な時期に検討してまいりますと考えております。

〔「はっきり言えよ。聞きよるが、もうよう分からん。はっきり言わせんさい、議長。声がよう聞こえん」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、もう一度ゆっくり大きな声で、はっきり言ってください。

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

このたびの要綱につきましては、市外の方を対象とさせていただいております。今後いろいろな事態が発生するおそれもございますので、その時期その時期に適切な対策を講じていかなければいけないと考えております。

議長（岡本 泰介君）

平田教育次長。

教育次長（平田 幸春君）

失礼します。まず、タブレットの補助金について、3分の2が今回予算計上しております。残りの3分の1につきましては、令和元年度において、学校での端末、パソコン、そういった整備の措置といたしまして3分の1相当額がもう既に交付税措置として財政措置をされております。ですので、今回の予算につきましては、3分の2が国庫補助で、残りの3分の1については基金での対応とした予算を組まさせていただいております。

それからまた、端末につきましては、市の教育委員会の予算として交付するので、管理は教育委員会の方で、ある意味、学校の方に管理をお願いするという形で対応させていただきます。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

今、春名部長の方から答弁がありましたが、全国的には、自宅に帰ると先ほど言ったような形でいろいろ中傷されるからということで、車の中で寝泊まりしながら仕事を続けているというようなことも報道されております。この辺は、そういった大変な職場で働いておられる方がそういう目に遭わないように、しっかり対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

私の方は、皆さん質問された部分で、少し違う観点と言ったらおかしいんですけど、違う意味での質問をします。

まず、11ページなんですけれど、みまさか臨時創生費の部分の120万円、これ、私以外の方が何人か質問をされていまして、答弁の方でも緊急事態宣言期間という言葉が書いてありまして、現実的に言えば、新聞紙上によると、14日の日に専門家会議を開いて、全国の34ですか、ぐらいが解除と、みたいな方向で動かれて、いつ解除かは分かりませんが、ということになれば、もうなくなるわけですから、即。月曜日に決まったら、1日か2日ですよ。予算の中でも、地方創生特例給付金ではなしに、地方創生臨時交付金ですか、を使ってされているんですけども、この予算ではなしに、単独でもして、本当にコロナから身を守ろうとする人に対しての給付をすべきじゃなかろうかなど。助成金の交付要綱については、市独自のものですから、これはある程度、市長の権限で幾らでも変えられるところもありましょうし、特にこの交付要綱を見ると、よそからコロナウイルス菌を持って入りたくないというふうな意味合いの要綱をつくられているんですけど、先ほ

どの質問でも、困っている人が差別を受けているよ、家に帰れないよ、車で寝ているよというような人がおられるということもありますんで、そのあたりも広く考えて、財源を含めて再度考えるべきじゃないかなというみたいな気がします。全体的には、私はこういう制度というのは必要だろうと、市単独の部分で必要だろうと思う中での質問であります。

それから、次の12ページですけど、子育て世帯への臨時交付金の4,425万円、国が1万円で、単独5,000円ですよというふうに言われて、先ほど説明もありましたけど、臨時交付金を充てているよということで、市単独の5,000円はどこに入り込んでいるんならというみたいな気もするわけです。これはもらえるだろうという中での財源だろうと思うんですけど、もらえるもらえん関係なしに、市の単独をするのであれば、予算のつくり方としては、これは市単独だということを強調するのであれば、一般財源で一旦しといて、もらったお金を後で財源更正する等々を考えるべきじゃないかなというふうな予算のつくり方、市長の方も提案説明の中で市単独分ですよと言われたんですけど、単独分上がっていないんですよ。そのあたりの予算のつくり方について、これは総務部長の方か市長か副市長の方で答えしていただきたいんですけど、単独というのを前面に出すのであれば、本来、今回はもう間に合いませんけど、今後はそのようにすべきじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

岩崎議員さんの御質問でございますが、先ほどの岩江議員さんの答弁の中でもお答えしとるんですけども、国の法律に基づきます緊急事態宣言が発令されている期間を対象としてございます。今、14日の専門家会議で検討されておりますのは、その対象区域をどこにするかとか、あるいはここを外そうとか、そういった議論になっとるか承知しております。国全体で緊急事態宣言を発令されている期間中はこの交付要綱が適用されますので、御心配はないと思っております。

それから、いろいろ御指摘、御質問をいただきましたので、参考にしながら、今後とも検討してまいりたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

子育てのことも今の答弁でいいのかな。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

すみません。財源の考え方なんですけど、今回、国の方から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱というのが出ていまして、この中の対象事業としましては、令和2年度の当初予算または補正予算に計上された単独事業について対象になるということで来ておりましたので、同時に上げさせてもらっている、今回の単独分の子育て支援の5,000円分についてはこの事業が対象になるということで、同時に財源充当ということで歳入に上げさせていただいております。

〔3番岩崎清治君「まあ、いいわ。いいですか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

再度確認するんですけど、みまさか臨時創生費の中の新型コロナウイルスから暮らしを守るという部分の関係なんですけど、「緊急事態宣言の期間」というこの文言の解釈は、日本の国で一カ所でもあった場合には対

象になるという意味なんですか。岡山県がどうのこうのというお話ではないという意味なんですか。大変失礼しました、私の早とちりで。岡山県がというふうな頭があったもので。それはないということですね。その場合においては、じゃあ今後、全国の部分が続く限りはできると。であるならば、先ほど言われたように、もう少し範囲も広げてもらいたいなという気がいたします。

それから、そこから先はよろしいです。考え方の違いでしょうから。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

いずれにしても、今回対象となっている方々というのは、1、現に御要望があった職種です。現に御要望があった職種の方々を対象にしていると。それから次に、その職種については、学校であったり病院であったり介護施設であったり、注意するレベルが善良なるでは済まなくて、プロフェッショナルとしての注意が必要だというレベルの方々に御苦労さんという意味も込めて対象にしているということでもあります。

次に、ほかにもということがあり得るんですけれども、先ほど申し上げましたように、今回の措置は現にそういう要望のような声が上がったものを対象にしているんですけれども、そのほかには具体的に対象にしてくれという話がなかったものですから、今のところ、これで行っているんです。しかしながら、今後、今御質問があったように、もっと幅広い方々がお困りであるということになれば、政府の言葉を使えば、間髪を入れずやっ払いこうと、そういう気持ちは持っておりますんで、また具体的な話がありましたらお伝えいただきますようお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

しつこいような話ですけれども、市長の方のお話を聞いたところで、ある程度、納得をいたしました。ただ、特にこのコロナウイルスを第三者にうつす、家族にうつすのが今一番多いらしいですけど、第三者にうつすというのは、接客をされている方には非常にリスクが高い。それも、コロナの感染地域が多い方、朝の告知放送でも多いところには行ってくれるなよという放送を常にされていると思うんです。市の職員も、皆さん方、部長さんはおられると思うんですけど、市の職員の方でも、そういう危険地域という言葉がよくないかも分かりませんが、コロナの発生の多いところから通われている方も何人かおられると思うんです。特に行政の職員の方なんかはそういうふうな部分があるんで、そのあたりも考えていただきたいな。

それからまた、もう少し。6万円だという金額が本当にどうやって決められたのかなというみたいな気がするんです。大体2週間は接触したらいけないとかどうのこうのというふうに言われていて、月に6万円だったら、1日1万円だったら6日間しか泊れませんのでね。そのあたりはどうなんかなという疑問と、それから市外の宿泊するところに、果たして泊まれるような話合いはもうされているところがあるんかないんか。なければ、その泊まる場所を探すのも大変だというニュースがいろいろ出ていますんで、そのあたりのところがどういうふうな話合いがされているかされていないか、そのあたりも含めて、再度お願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

今、市の職員が具体的に言うところの中へ入っています。市民生活を守る重要な施設であります。したがって、市の職員として市外から通っている方で希望があれば対象にしようという形に思っております。それから、そ

の決め方なんですけど、これ、もちろん事業支援であれば、1日1万円みたいなことでやるんですけど、職員支援であったりするということもありまして、市内の様々な宿泊施設と相談をした結果、月額レートで6万円というのは、飯抜きでね、幾つかあったり、さらに安いところも実はあるんですよ。そういうことも念頭に置いた上で具体的な数値を決めさせていただきましたので、よろしくお願いします。

3番（岩崎 清治君）

終わります。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

何人かの方はされて、できるだけダブリを減らしていきたいと思うんですけど、即決案件ということで皆さん勉強なさっていると思いますんで、答弁漏れのないようにしていただきたいと思います。

まず、特別定額給付金の関係でございますが、ダブリがあると思いますが、確認の意味で質問させていただきます。

第1点は、実施体制、これは4月20日の総務省通達でも閣議決定された分でもちゃんとしなさいよと、こうなっておるんですけど、これはどの部署が人数何人ぐらいでやっているのかということをお聞かせいただきたい。

2つ目は、給付開始日ですが、分かったような分からないような感じがいたしますので、原則火曜日、来週から火曜日には毎週とかというようなことがあったんですけど、そうじゃなくて、いつから開始、これは開始日というのは市長が、首長が決めなきゃいけないんで、開始日は何月何日ですよという。そして、実際の支払うのは、例えば原則毎週何曜日のとか、その辺をはっきりこの場で答弁をしておかないと、テレビで見ている方々が非常に混同されます。いわんや、ホームページの中には、よその例えば総社市なんかを見ますと、開始日はいつですよと、ちゃんとはっきりディクレア、つまり書いてあるんです。それが、そういうようなホームページを通じた丁寧な告知というのが、ちょっと欠けるんじゃないかなという思いがありますので、この場でいつから開始をするんですよと、振込の場合はいつからこうなるんですよということを言っていただきたいと思います。

質問の3つ目ですが、委託料、住基システムの改修250万円が予算書にあります。委託料なんですけど、いつぞや総務部長と話をしたことがあるんですけど、それはどういったことかと、たしか私が4月24日に緊急質問の話をしたときに総務部長と雑談をしたときに、もしあの場ができておれば、ちゃんと情報共有ができたんですよというに総務部長が言われたんですけど、どうも情報公社に委託している部分の不具合がうまくいってらんないというような答弁が午前中あったんですけど、例えば4月の20日の閣議決定がある前から、情報公社がどのような受注をしていて、どれだけの委託料に相当する仕事をしてくれるかというのは、分かっていたはずなんです。それが、先ほど誰に対しての質問か、市長か総務部長か答えたんですけど、いや、最近になってきたんですよと。それはちょっとおかしいんじゃないですかというふうに思いますので、この250万のシステム改修は、どういった今までの契約のある中で、どういったものを予算化するのかなど。本当であれば、この予算、委託料は要らんのじゃないかなと思うんですけど、その辺を含めて3つ目の質問です。

続きまして、みまさか臨時創生費の11ページの質問ですが、担当の方、ゆっくり言いますから、質問をメモしてくださいよ。要綱の第1条を今、私、手元にもあるんですけど、そこに書いてありますね。市外から通勤する者が、新型コロナウイルス感染症対策のためにこうこうする場合で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減させるというふうにあるんですけど、これはなぜ市外通勤者が市内に宿泊することによってコロナ

感染を防ぐことになるのかということ、具体的な場合の例示を挙げながら、ここの要綱の趣旨の1条を説明していただきたい。

質問の2つ目です。第3条になりますが、第3条、交付対象者、これは何人かの方が今質問をされました。市外に住所を有する者であること。これに対して春名部長は、状況を見ながら市内の方も対応するということなんですが、具体的にはどういう事例を想定されて予算をつくられたのかということです。

質問の3つ目です。4月の二十何日ですか、新聞報道にありました。この意味をお尋ねいたします。どういったことが書いてあったかといいますと、「感染者が確認されていない県内市町村や市と隣接する鳥取、兵庫県在住者も対象」と、こういう記事があったんです。新聞社の方はこれをレクチャーを、取材することの中で執行部が答弁をしたからこういう記事になっていると思うんですが、この「も」という意味はどういう意味合いでなっているのかということです。

そして4つ目、助成金の上限6万円、予算の120万円の根拠です。先ほど岩崎議員も説明をされましたが、要するに臨機応変にすることなんです、じゃあ具体的に事例を申し上げますと、例えば私が看護師として週3日、ある病院に勤めている場合に、例えばですよ、月曜日、木曜、金曜日と勤めていて、2日は要するに休みなんです。休みなんですけども、対応しなければいけないのは4泊するようになるんですね。1泊が素泊まりで6,000円としても、2万4,000円。それが1カ月になると、四四、十六だから9万6,000円、約10万円ぐらいになるんです。こういった方は、非常にレアではなくて、非常にノーマルなケースだろうと思うんです。そうすると、6万円でも足りないし、いわんや120万円でも、何か月かということも足りないと思うんですが、具体的に該当者をどれくらい見とるんなどということ、質問の意図はね。いいですか。

続いて、今度は児童措置費の関係です。総務部関係の予算書の中で、ページは11ページ、職員手当等の中に、管理職員特別勤務手当96万と、こうあるんですね。これはもう全額国庫での3,000万の中の事務費なんです、1つ、その児童手当のところ、要するにこれを見れば、管理手当も仕事をしているからということになるんですが、ここの12ページの児童措置費のところの事務費のトータルの4,425万を除いた311万2,000円、この中に管理職手当がないんですけど、私はどうも管理職手当があってもいいんじゃないかなと思いますね。ということは、管理職の人は無報酬で、要するに手当なしでやるのか。この辺は予算計上の過程でどういう配慮をなさっているのかということ、をまず最初にお聞きいたします。質問個数が多かったですけど、漏れのないように答弁をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

ただいまより10分間休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時48分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

それでは、岡野議員の答弁から入ります。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、定額給付金のことにつきまして答弁をさせていただきます。

まず、1番目の実施体制ということでございますけども、5月1日付の人事異動をいたしまして、兼務の職員を3名つくっております。今その職員が、市民センター3階の視聴覚室、こちらを事務所といたしまして、

パソコンをたくさん並べて準備しているところでございます。なお、総務課の方が主管となりますので、総務課の係長ほか1名が専属で今準備を進めているところでございます。

それから、開始日ということでございますけれども、現在ホームページの方では、今週11日のオンライン申請の受付を開始しましたというのをを出しております。先ほど申しましたように、今週末に郵送での受付のための申請書を送付いたします。その送付できることが確認できた段階で、受付日、予定では来週月曜日、18日を予定しておりますけれども、そちらから受付を開始しますというのを公表させていただきます。

なお、支給日、振込日ですけれども、予定としましては、まだシステムの作動状況を確認しておりませんが、今の予定では来週の火曜日、19日ですか、これを最初の支給日とさせていただきたいというふうに思っております。来週2回給付したいとは思っておりますけれども、郵送での申請が幾つ来るか分かりませんので、できれば来週のみ、火曜日と木曜日ではなく、火曜日と金曜日ぐらいでの支給をさせていただいて、その翌週からは毎週火曜日と木曜日に支給をさせていただきたいというふうに思っております。

また、委託料が不要ではないかというふうな御質問でございましたけれども、今回の給付金、ベースになっておりますのが、平成21年に、金額は違うんですけども、給付金の事業がございました。このときのシステムをベースに情報公社の方で改修をしていただいておりますので、その費用が250万円ということで計上をさせていただいております。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

失礼します。岡野議員さんは、4項目めからの御質問かと思えます。4項目めの第1条の低減ということと、それから5項目めのどういう事例を想定して予算をというお尋ねを、関連ございますので、一括でお答えさせていただきますかと思えます。

要綱におきましては、学校、病院、それから高齢者用施設、放課後児童施設、障がい者支援施設等を対象として、要綱に定めております。これらは市民サービスの維持に欠かせない施設としまして定めておまして、市外、それから県をまたぐ移動におきましては、感染が拡大する、あるいは市民の皆さんの不安が増えたりするといった要因の一つになる可能性があると考えております。そのため、市外、県外からの移動を少なくするために、休業することが困難な市内の施設や学校等へ遠方から通勤される方に、様々な事情によりそれらの方々が判断されまして、市内の宿泊施設を利用することを想定して予算をお願いしておりますのでございます。

それから、6の新聞報道の「も」ということにつきましては、ちょっと分かりかねますので、お答えすることができません。

それから、7項目めの月額6万円、それから該当者の見込みといったところでございますが、この助成金につきましては、1カ月当たり1人当たり6万円を上限として設定をさせていただいております。予算の見込みとしましては、6万円上限の10人の2カ月分を見込んでおまして、1カ月当たりの6万円を上限として1人の方に助成するというものでございます。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

失礼いたします。御質問の特別定額給付費の管理職員特別手当が、定額給付費の方にはあるが、児童措置費にはないということでございますが、これについては子育ての臨時特別給付金ということで、児童手当の分の通常児童手当を出している方に対して上乗せで交付するというので、事務量がかなり定額給付金とは違い

ます。それによって、実際に児童措置費の中の児童手当については、特に変わった点については、公務員が今回は住所地の自治体に申請をするということがございますので、この部分だけが通常とは違うということで、この部分が少し事務量は増えますが、通常の手当に上乘せするというので、管理職手当の特別手当、これは必要ないということで計上しておりません。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

最後に1点。もう3回目はいたしません。2回目、1点ですが、先日の新聞だったんですけども、オンライン申請に非常に不具合が出て、もう郵送にしてくれというような意見があるんですが、件数が総務部長の答弁では93件ですか、5月11日から始めて93件ということがありますが、現時点で窓口でのオンライン申請に関するトラブルと言ったら失礼に当たるかもしれませんが、例えば暗証番号を忘れたと、例えばこれはどねえすればええんだとか、そういった問合せがあるんじゃないかねえかなど。私自身も、恥ずかしいことなんですけども、マイナンバーは持っているんですけど、暗証番号を忘れておまして、これをするためには市役所の窓口へ行って再申請をしなきゃいけないんですけど、例えばそういうような不具合が大なり小なりあると思うんですが、その現状というのはどうかということを、窓口対応のあれを教えてくださいと思います。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

実際に11日月曜日から電子申請をされていると思いますが、その中で窓口に来られた現状でございますが、先ほど議員さん言われたとおり、暗証番号を忘れたから、申請したいんだけど、再登録したいとか、それからマイナンバーを持っておられるけども、認証をしていなかったというようなことで、認証に来られたというような現状はございます。その中でも、先ほど言われましたように、サーバーのアクセスが少しできにくいという症状が出ているようでございます。特に窓口でそれで時間を取っているほどの人数は来られておりませんが、午前中に幾らか来ておられるというのが現状でございます。

議長（岡本 泰介君）

よろしいですか。はい。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第60号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私が手を挙げれば、あれっと思われた執行部の方が多んじゃないかと思いますが、私自身、反対討論者の岡野というラベルを貼っておられるらしいんですけども、今回、賛成討論をすると言いながらも、もろ手を上げて賛成するというものではありません。ただ黙って手だけを挙げるということは私の性分としてあいせんので、なぜ賛成をするかという理由を述べたいと思います。

午前中の議案質疑の中で、岩江議員がちょっと言われました。4月24日の臨時議会で、緊急質問として私は一律10万円の質問の場をやりたいというのをやったんですけども、それが9対8で否決されたという、非常に残念な思いでございます。なぜ残念かといいますと、4月20日に閣議決定をされて、4月24日までの臨時議会までに、私であれば予算の編成はこのようにいたしておりました。つまり、財政調整基金28億を歳入に充てて、28億円の歳出をその時点で組みます。その組むことによって、4月30日に国会で参議院を通った段階で、国庫補助金に財源の振替をやります。専決でやってもいいし、それをやります。それをやると同時に、4月28日以前に情報公社とのいろいろなことは、今、総務部長が答えられました。長年の歴史があったように想像しておりますが、それを並行的にやっておれば、総社市さん、片岡さんは1番にやっておられます。しかも、総社市の片岡市長は、困窮者にはもう率先してやるんだというふうに、住基システムをちゃんとうまくやっておられます。県の情報公社に委託しているかどうか分かりませんが。私は、そういったことで、今回はこの場において10万円の予算が上がっているということが非常に残念でなりません。しかしながら、この予算に反対するわけにもいきません。

ただ1点、議案60号の予算の中に3つあります。最後の宿泊施設の助成なんですけど、何人かの議員が質問される中で明らかになったことは、要するに要綱で可決されても給付するというので、簡単に言えば、どうにでもなるんだというふうに思うんですが、春名部長は、市内で居住して、いわゆる施設等に勤務をされている方にも状況を見て対応すると、そういう答弁がありましたので、私は本来であれば、この質疑が終わった段階で、討論、採決に入る前に、組み替え動議を出す予定で、その文面もつくっておったんですが、私は今回それを、組み替えの動議を出さないことにいたしておきます。だから討論をやっているんですけども。

組み替えの動議を出して、もし可決された場合に、2つの道に分かれます。1つは、市長がこの予算を、60号を取り下げて、新たに増額予算をしたりすることになるんですが、それは日にちが要します。そして、即予算執行もできない状態になります。じゃあ、ノーと言った場合にどうかといえば、これは皆さん御承知のように、廃案になるんです。その場合には、市長は専決をすればいいんですが、いずれにいたしましても、この今回の一律10万円の給付は一日も早く市民の方々に届けるということが私は譲れないということがありましたので、市内居住者についての予算もなければ、私は組み替え動議を出す予定ではなかったんですが、私はあえて、もう今申し上げましたように、しません。以上であるからには、市民の方々から、あれはどうしてならということの不満が、全く皆無というわけにはいかないでしょうけども、できるだけないようにして、職員の方々は大変でしょうけども、ぜひ頑張ってやっていただきたいということで、私はこの3年間の中で賛成討論するのは初めてでございますが、私はなぜ賛成するかという気持ちを申し上げたつもりでございます。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

今回の補正予算は、子どもたちの教育に深く関わる予算、そして市民の皆様が一日も早く届けてほしいと思っておられる10万円の定額給付金についての予算が主な予算でございます。一分一秒でも早く議決して、そして迅速な対応をお願いしまして、賛成討論といたします。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

私も、岡野議員じゃないけど、今回は賛成討論をさせていただきますが、4月の26日にもうマスクの問題で山陽新聞に掲載されておりました。厚生労働省に、緊急性の高いところに先にあげてくれというような、市長のそのような申出があったというの、ここに新聞に出ております。そのような形の中で、私ら、10万円も10万円じゃけど、マスクもよう配らんと、どないことになったんねと再々電話がかかってきよりました。取りあえず、今日の議会でほとんどの人が、全員が賛成ということで、私らがいつも反対するんじゃないけども、今回は私も賛成させてもらいますんで、細かい手続の配慮もしながら、一日も早く、皆さんの手元に届くようにしていただきたいと思います。賛成します。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、反対、賛成が出尽くしたようでございますので、これより採決に移ります。

議案第60号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

4番（岡野 鉄舟君）

議長、緊急質問の動議を出します。

議長（岡本 泰介君）

はい。

岡野議員より緊急に質問したいとの発言がございました。動議という発言でございましたが、会議規則第63

条に、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができますと規定されており、会議規則第16条に規定されている動議成立に必要な賛成者を必要とせず、議員1人で提出することができます。

よって、岡野議員の緊急に質問したいとする内容を確認し、発言を許可するかどうかお諮りすることになりますが、美作市議会申し合わせにより、緊急に質問したい場合は、質問内容を通告書により提出していただきます。

内容を確認いたしますので、これより暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に通告書を配付しております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

お諮りします。

岡野議員の緊急質問の項目は、1、令和2年4月28日以降に生まれた新生児のための美作市独自の特別定額給付金制度の創設について、2番目、コロナ感染者が発生した場合の美作市立大原病院の業務継続計画（BCP）についてでございます。この件について、岡野議員の緊急質問を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立同数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成者8名。可否同数となりますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は可決と裁決いたします。

〔13番尾高誉久君「それでは議長、緊急質問ですけど、ちょっと通院のため退席します」と呼ぶ〕

はい、分かりました。

尾高議員が通院のため欠席です。

〔14番鈴木悦子君「議長、通告しておりますので、帰ります」と呼ぶ〕

はい。鈴木議員も通院のために欠席されます。

それでは、したがって、岡野議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として発言を許可することに決定しました。

追加日程第1 緊急質問

議長（岡本 泰介君）

それでは、追加日程1、「緊急質問」を議題とし、岡野議員の緊急質問を許可します。

なお、質問方法は一般質問に準じて1質問項目ごとに3回までとし、質問時間を45分といたします。質問は質問席で、答弁は自席で行っていただくようお願いいたします。関連質問はお受けしませんので、御承知ください。

それでは、4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可を頂きましたので、緊急質問をさせていただきます。

結果といたしまして、この場が実現できましたことを非常に感謝といたしますか、ありがたく思っております。

それで、2点を提案しております。

第1点は、令和2年の4月28日以降に生まれた新生児のための美作市独自の特別定額給付金制度の創設についてということでございます。

もう1点は、御承知のように、当市には公立の市民病院が1つございます。コロナ感染者がもし発生した場合の美作市立大原病院の業務継続計画（BCP）、Business Continuity Planという略字なんですけど、これがどうなっているかということでございます。

質問の要旨でございますが、先ほど申し上げましたように、本日当市で可決されました国民1人当たりの10万円の特別定額給付金は、4月27日現在、住基台帳に登載された国民というふうになっております。午前中の議案質疑の中で総務部長も何回か答えられておられますように、基準日が4月の27日でございます。国の制度においては28日以降はないんだよと、こう言われたんですが、それは百も承知なんですけど、私が思いますのに、コロナ感染はもう終息しつつあると言われる状況であるんだけど、34県を除いたほかの13都道府県においてはまだ緊急事態宣言も解除される見込みも少し遠いかなという状況の中で、その34県においても外出自粛などは不安が続いております。

私は、この質問は市民の方から、3人の方ですか、問合せを受けておりました。「岡野さん、私の孫が28日以降生まれるんだけど、もらえないんだよね」ということで、それはその御質問に対しては、「確かに国の制度は基準日が27日ですので、それは残念ながら出ないんですよ」と、こう言われたことがヒントでございます。私は、今もう孫は大きくなっておりますが、もし私の孫が、4月の28日に生まれた孫があったとして、その4月の27日直前に生まれたお孫さんのある例えば私のような年代の人が話をする中で、おい、ちょっとこれ、おかしいんじゃないかなという思いがあると思うんですね。皆さんも、もうその辺の不満を感じられたと思います。

これをどうするかということで、国が同じように28日以降するということは、もうとてもじゃありませんけど、赤字国債を何ぼ発行しても、どねいにもなりません。やはり地方分権が言われる中で、このコロナ禍においてこそ、どうやって数千の地方自治体が独自性を出すかということが問われていると思います。この28日以降の制度につきましては、皆さん御承知と思いますが、27市町村では浅口市が早くやっておられるということが、後なんですけど、分かっております。これはやはり当然市の独自財源でやっておられるわけでございますが、前置きが長くなりましたが、4月22日にお生まれになった赤ちゃんも、4月28日に生まれた赤ちゃんも、同じように不安にさらされているという観点に立ったときに、当市において独自財源によって新生児1人当たり10万円の制度を創設してはどうかという質問でございます。

これはもう即席に私がパソコンを打ったわけでございますので、1つには、小問といたしまして、28日以降、例えばこの期限を区切っていく必要があると思うんですけども、半年間に母子手帳のあれなんか換算して、新生児はどのくらいあるのかということ、もしお分かりになればそれをお答えいただいてもいいし、それが今無理であれば、その多寡は別にして、この制度を創設するという考えについて、どういうお考えかということ

が第1問目の質問でございます。

それから2つ目の質問でございますが、確かにコロナ禍は戦争というふうに言われているわけですが……

〔「1つずつ」と呼ぶ者あり〕

1つ。ごめんなさい。1つ。

議長（岡本 泰介君）

うん。1個ずつです。

4番（岡野 鉄舟君）

そうですね。ごめんなさい。

ということで、1回目の質問でございます。

議長（岡本 泰介君）

はい。2つ。さっき2つありましたね。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

おっしゃるところは、私もそれなりに理解をいたします。一つの提言として受け止めたいと思います。

半年という御質問の中の期間であれば、本当は100と言いたいところですが、80から90の間というのが普通の誕生、出生数だというふうに思っております。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

午前中、議長が市長に対して忠言をされたと思うんですけど、声が小さいんで大きくということでは言われたと思うんですが、今の確認の意味で、市長はどういう答弁をされたんでしょうか。例えば、私なりに今聞こえたというか、したのは、半年というあれがあったんですけど、検討してもいいという答弁だったんですか。それはどねんなんですか。つまり、イエスカノーかというあたりで簡単にお答えいただいたらいいと思います。大きい声でね。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

簡単に言うと、イエスでもノーでもないというふうに申し上げたつもりであります。

4番（岡野 鉄舟君）

議長、はっきりちょっと。私は聞き取りにくいんですけど。耳が最近遠くなつとるせいもあるんですが、イエスでもない、ノーでもないということですか。

議長（岡本 泰介君）

そう言われました。

4番（岡野 鉄舟君）

そういう言い方。

議長（岡本 泰介君）

はい。

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）

じゃあ、3回目ですかね。

議長（岡本 泰介君）

はい。

4 番（岡野 鉄舟君）

市長は4月24日の臨時議会で、私は2つ、予算の大きい骨組みがあったと思います。1つは、コロナ負けるな給付金1億3,900万と、それからコロナ負けるな貸付金1億8,000万、これをあつて、私は市民の窮状を酌んだものでないんで反対はしておりますが、今日の山陽新聞に、市独自のやっているということで、美作市の取組として1,000万を上限に貸付けをするという取組事例が出ております。これは確かに私が申し上げているこの今回の財調を取り崩すことになると思うんですが、これと同じように、独自で非常によかったと思っております。新生児1人10万円ですから、大したことがないと言えば語弊がありますが、やはりこれをするによって、赤ちゃんが生まれている人、28日以降生まれている人、そしてこれから生まれてくる親御さんにとっては、非常にコロナと闘っていきこうと、こういう勇気が湧いてくるもんだろうと思います。そういうことで、イエスでもない、ノーでもないという答弁に、さらにどうかということ言っても無駄になりますので、一つの要望といたしますが、私はそういう独自策を市長がもし打たれば、専決ですするというのも何ですから、何もこの議会でする必要はないんで、6月議会にやられたとしても遅くはないし、まさにさすが萩原市長だなと、こういう称賛が湧いてくるもんだろうと思っております。そういったことで、この質問はこれで終わります。

議長（岡本 泰介君）

はい。

それでは、2項目めへ行ってください。

4 番（岡野 鉄舟君）

続きまして、2番目のコロナ感染者が発生した場合の美作市立大原病院の業務継続計画についてと。御承知のように、この業務継続計画というのは、コロナが発生したからやるというんじゃなくて、いつどういった災害が起きるかもしれないし、それから地震が起きるかもしれないしということで、既に公営企業としてやっていらっしやると思うんですが、今回あえて私がこの質問を上げましたのは、例えば津山市は残念ながら2人のコロナ感染者が出ておるんですが、いろいろと該当の病院では苦勞されております。私の知り合いもおるんですが、非常に苦勞をされております。公立病院であるだけに、平素の業務継続計画と今回のコロナの発生した場合というのは、非常に対応が違ってくると思うんです。何が違うかといいますと、全国的に言われておりますように、医療従事者の方が、ドクター、それからナース、それから検査技師なんかは非常に疲弊をしているというのは、もう毎日のように新聞やテレビで見ているわけですが、幸いながら当市には発生をしておりますが、いろいろそのことを想定したときに、現時点で大原病院において、例えば感染症のベッドをしているとか、あるいは防護服を何着そろえているとか、そういった危機管理体制がどうなっているんだろうかというのは私の質問の意図でございますが、その現状を、保健福祉部長にノミネートしておりますが、お答えいただければと思います。

議長（岡本 泰介君）

江見福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

大原病院における感染症対策ですが、まずは院内に感染症対策委員会というもんを持っておりまして、定期的に会議を開催して、感染症予防に努めております。今回の具体的なコロナ対策については、今、防護服のお

話もありましたが、防護服につきましては170着を配備しております。着脱の訓練もしたりしておるといふうに聞いております。あと、病床につきましては、県下117の感染症ベッドが確保されておりますが、協力機関ということで、この機関については県は公表はしていないと思いますので、その辺のことについては詳しくちょっとここでは述べることは差し控えた方がいいのかなというふうには思います。津山中央病院については指定病院ということで、これは公になっておるといふことはお伝えしたいというふうには思います。

個々具体的な対策ですが、まず病院に入る場合は必ず体温を測っていただきまして、もし外来に来られた方で発熱のある方については、これは通常の診察とは別に、別の発熱の外来を設けておりますから、そちらの方へ誘導して、医師についてはフェースガードというものを着けた予防対策をした上で、今、診察をしているようなことで、感染症を院内に持ち込まないということで、努めておるところでございます。当然、病棟につきましても、3階、4階ありますが、その病棟のスタッフについては分離したような形で、万が一に備えたような勤務体制は取って、対応をしているということでございます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問を、これも即席の質問になるんで、うまく当を得た質問にはならないかと思いますが、1点は、防護服は170着と今言われたんですかね。これは聞きますと、使い捨てのように聞いているんですけども、これで足りるんですかということと、それから今後その需要があったときにどういった購入のプランを立てられているのかというのが1点です。

2つ目は、大原のその病院は公立の、しかも1病院しかない中核の病院です。病院といえば市内にも幾らあるかというのは分からないんですが、岡山県では地域医療計画ということの中で病院間の連携をするということはいろんな角度からやっているんですけど、このコロナ禍を想定した市内の病院との横の連携とか、そういったものというのはやられているのか。その辺の現状をお聞かせいただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、防護服につきましては、救急隊員の方々も必要としておりますので、市として必要量は確保しているつもりでございますが、万が一足りなくなった場合にどこから入手できるか、そのルートについては私においてしっかり把握をしておりますので、御安心ください。

それから、市内の横の連携、様々なベースで横の連携が行われております。詳細については申し上げませんが、ちょうど美作市医師会の会長が大原病院の院長ということになっている時期でございますので、遺漏なくやってくれているものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

分かりました。発生していない時点で一から十までというのはなかなか難しい面もあるんですけども、今、江見部長の答弁をお聞きしますと、その医療従事者の方々を含めていろいろとやっけていっしょという気持ちがありましたし、私のような素人でどうのこうのというのはないんですけども、ぜひこれから終息していくことは考えられるんですけども、ぜひ医療従事者の安全・安心と病院を利用される方の人々の安心・安全を考えていただいて頑張ってくださいということで、私の緊急質問を終わります。

議長（岡本 泰介君）

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもって令和2年第3回5月美作市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時40分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和2年5月13日

美作市議会議長 岡本 泰介

会議録署名議員 重平 直樹

会議録署名議員 安藤 功